

伊藤 宏 二 著

『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国

——ドイツ帝国諸侯としての

スウェーデン——』

(九州大学出版会・二〇〇五年二月刊・A5判)
二一六頁・本体価格三、八〇〇円

洪 谷 聡

課程博士學位請求論文に基づいて執筆された本書は、従来の研究が見落としてきた、近世における帝国と北欧・中欧の複雑な相互依存状態を解明した好著である。その際に著者が主たる検討対象(史料)

としたのが、ヴェストファーレン条約である。その知名度に比して、同条約の制定過程および締結後における条約の受容過程については、いまだ十分に明らかにはされていない。この点に着眼することができた著者は、「条約と帝国、及び一領邦としてのスウェーデン所領との諸関係」を「同一平面上で究明」(二頁)することに、おおむね成功している。以下、本書の概要を紹介しつつ、コメントを試みることにしたい。なお、本書評の作成においては、「ヨーロッパ近世史研究会第九回例会」(二〇〇六年七月二九日、京都大学)として開催された、本書の合評会における議論もふまえている。

著者にとって幸運であったのは、帝国内制史研究、国際法史研究双方の進捗を背景として現れた、同条約に関する新たな研究動向(とりわけ同条約締結三五〇周年にあたる一九九八年以降の諸研究)に遭遇しえたことであろう。序章「ドイツ国制史研究とヴ

エストファーレン条約像の変遷」では、研究史を検討することにより、本書の目的が示される。主権国家体制の起点を同条約におく「ウェストファリア・システム」は、国家間条約の側面を追究してきた国際法史研究における代表的な成果である。こうした見方は「条約を再検討するための時間枠と空間枠を拡大することを準備した」が、他方で、同条約を「全く近代的な特質の中で理解すること」となったため、その中世的伝統をも含めた「条約の全体像」(二〇頁)を把握するには至らなかった。ここから、国制史研究の成果との関連づけが求められるようになり、一六四八年を絶対視する見方が回避され、条約の非近代性が認識されるようになった。

本書にとつてとりわけ重要な国制史研究の成果は、ブルクハルトの「平和なき近世論」である。近世の三〇〇年間において、「国家として未成熟な諸勢力による近代国家形成をめぐる戦争の中で、徐々に諸国家体系が形成され」た。「この中で国家形成の主体となる勢力は、(中略)普遍主義(帝国理念、キリスト教等)に基づく一つのヨーロッパに対する支配要求(評者)を標榜する上位権力か、それに対して自立性を要求する地方的な下位権力」(二四頁)であった。本書にとっては、「スウェーデンの普遍主義による平和の攪乱」等の三点が、とりわけ重要であるとされる。

これらをふまえたうえで、「ヴェストファーレン条約を通じたスウェーデンの帝国内制への干渉ないし参与から、当時のヨーロッパ世界における帝国内制の観念やその政治的な意味を探る」(三一頁)とする本書の目的が提示される。

続く二つの章において、同条約の成立過程が検討される。第一章「ヴェストファーレン講和会議における帝国とスウェーデン」では、スウェーデンの帝国制への干渉に主眼を置いて、考察が展開される。スウェーデンの参戦理由については、G・アドルフの宗教的動機（ドイツ・プロテスタントの救済）のみを重視してきた伝統的な見解に代わって、スウェーデンの国内発展と権力政治的要因（バルト海政策）があわせて考慮されるようになってきている。

もつとも、一六三五年のプラハ平和以降、皇帝による「再カトリック化」（著者の表現では「皇帝の絶対主義化」）に怯えていた帝国等族の支持を得るために、宗教的理由付けはやはり必要であった。同時に、スウェーデンの安全保障政策（ハプスブルクの膨張に対抗しうる橋頭堡を北ドイツに獲得すること）を正当化するうえで役だったのが、グロティウスの国際法思想であった。この思想を支えとするとして、G・アドルフは帝国の神聖性を否定し、スウェーデンが普遍的秩序を回復するための正戦として、戦争への介入に大義名分を与えることができた。

G・アドルフの戦死後、戦争を引き継いだ宰相A・オクセンシエルナは、獲得したスウェーデンの優位を安定化させることに努め、三つの講和目標を確定した（王冠への補償、平和の保証、軍隊への補償）。とりわけ安全保障を具体化した「平和の保証」では、次の三点が企図されていた。①一五五五年の宗教平和に基づく教派間の同等を基礎として、帝国等族の諸権利及び自由を再確立すること（ここからスウェーデンがレーエンとして獲得したポメルン公領の「復旧」も派生）。②帝国の重要事項について、

皇帝を帝国等族の同意（帝国議会における承認）に結びつけること。③帝国等族に外交権その他の自立的諸権利を認めるが、彼らをスウェーデンと同等の主権国家としては認めないこと。

第二章「ヴェストファーレン条約に基づくスウェーデンの地位」では、条文の分析を通じて、同国が帝国に獲得した法的な地位が明らかにされる。まず条約（IPO）前文の当事者の位置づけから、この条約が伝統的な形式と政治理念（普遍主義）に立脚していたために、当事者はあくまでも皇帝とスウェーデン女王であったとされる。両者と同等と見なされなかつた帝国等族（前掲③）は、そこから排除されている。

次いで「平和の保証」に関する条文が検討される。その結果、帝国等族の諸権利を回復した「恩赦」・「復旧」という復古的な要素、ならびに宗教事項における「同等性」の原則という画期的な要素が並存したところに、新旧の政治理念を王朝的利害に従属させた「近世的」な特質が表現されていたとする。こうした解釈そのものは首肯しうるところだが、ここでは論証における概念の用い方に関して、一言しておきたい。帝国等族の諸権利が回復される際にスウェーデンが重視したのは、（皇帝による）「帝国の絶対主義化」（九七、一〇〇頁、傍点評者）を回避することであった。ここで「絶対主義化」として表現されている事態とは、如何なるものであったのか。一六三五年を頂点とした皇帝による「再カトリック化」は、会議の始まった四四年には、すでにその実態をなくしていたはずである。「絶対主義化」がスウェーデンによるプロバガンダであったとするなら、

それを裏づける言説を示すべきであつたらう。

他の帝国等族と同様に、レーエンとしてポメルンの獲得を望んだスウェーデンには、レーエン法上の付随義務（ラント等族の諸権利・特権を擁護する義務）が生じた。ここから、帝国・帝国諸侯（領邦君主）としてのスウェーデン・ラント等族の三者における相互関係を読み解く視座が得られる。この点に関連して興味深いのは、戦争中から国王からの贈与等を通じて、レーエン（ポメルン公領）内に多くのスウェーデン貴族が土地や特権を獲得していたことである。これらの貴族はいかにしてポメルン側から正当な存在として認められ、処遇されたのだろうか。

周知の通り、同条約の保障国はスウェーデンとフランスであった。スウェーデンへの領域譲渡における特質（帝国・レーエンの譲渡）を明確にするために、フランスの領土獲得に関する規定が検討される。その結果、レーエンとしてスウェーデンに譲渡された領域権（領邦優位権）と比較して、フランスに割譲された「優位権」（傍点評者）には、「はるかに強く『主権』概念が反映されている」（二二六頁）とされる。フランスがスウェーデンよりも「包括的な『主権』を獲得したことは、『同国の直接的な影響力を嫌った皇帝や帝国等族によって、その領土が帝国から完全に分離されたことの裏返しで』あった。それゆえに、スウェーデンが獲得した「領邦優位権」は「主権」に見劣りした権利だったわけではなく、近世ヨーロッパ世界においては、むしろ「良きもの」として機能した（二二八頁）という。

確かに、条約制定時およびその後における両保障国の対応の相違に照らせば、著者の見通しは正しい

かもしれない。しかしながら、何故に「優位権」を（包括的な）「主権」に読み替えることができるのか。あるいは、スウェーデンが得た「領邦優位権」とフランスの「優位権」の相違は何か。この箇所論述には、もう少し丁寧な説明が欲しかった。

第三章「帝国等族としてのスウェーデン」では、帝国の裁判権、皇帝によるインヴェステイトール（叙任）、帝国戦争における援助義務といった諸課題に即して、条約規定の現実化ないしは受容の過程が検討される。皇帝と帝国、帝国諸侯、ラント等族の三者間の関係が明らかにされており、興味深い。

終章「総括と展望」では、これまでの検討内容が総括され、今後の課題が示される。総括された諸論点の中から、諸国家体系の形成に関する著者の結論を引用しておこう。「普遍主義国家が相互の同等待性を認め合うという矛盾によって普遍主義そのものが空洞化されることよって、あらゆる諸国家は同等であるという政治理念がこの中から成長することになる」（二七〇頁）。ここには、歴史的所産としてヴェストファーレン条約を読み解き、グロテュウスを援用することにより、ブルクハルト説の敷衍を試みた、著者の到達点が示されている。

この他にも、国制史研究と国際法史研究のクロスオーバーの位置にたつ本書には、著者の着眼点の良さを示す論点が見出される。研究史の正確な理解に基づくこれらの論点そのものは、正当である。冒頭で本書を「好著」とした所以もそこにある。一方で、本書のオリジナリティはどこにあるのか。研究史の整理においても、一例を除いてスウェーデン人による研究成果が参照されていないこと、国際法史の先

行研究（明石欽司氏）とはどこが異なるのか、など感じた疑問は多い。著者の今後に期待したい。

（島根大学教授）